室蘭市ごみステーションの設置、清潔保持等に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、室蘭市廃棄物の減量・リサイクル及び適正処理等に関する条例 (平成9年条例第44号。以下「条例」という。)第27条第2項に規定するごみステーションの設置等について、市民が協力すべき基準等を定めることにより、円滑なごみ収集作業を確保するとともに、良好な居住環境の確保を図ることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) ごみステーション ごみを排出及び収集するための一時的な集積場所をいう。
 - (2) 設置者 ごみステーションを設置し、又は設置しようとする者をいう。
 - (3) 管理者 ごみステーションを管理する者をいう。
 - (4) 共同住宅 共同住宅、寄宿舎又は下宿の用に供する住戸を2戸以上有する建築 物(2世帯住宅を除く。)をいう。

(ごみステーションの設置等)

第3条 ごみステーションの設置、変更及び廃止は、設置を予定している場所に存する町内会等や利用者などによる協議により自主的に決定されることを原則とする。

(事前協議及び現地調査)

- 第4条 設置者は、ごみステーションを新たに設置しようとするときは、設置することについて土地の所有者の同意を得た上で、次条に定める基準に適合していることについて市長の確認を受けなければならない。
- 2 前項の確認は、「届出書(様式1)」を市長に提出して受けるものとする。ただし、 都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の開発行為に伴い、ごみ ステーションの設置についてあらかじめ市長と協議する場合は、この限りでない。
- 3 市長は、前項に規定する届出があったときは、当該ごみステーションが次条に定める基準に適合しているかについて、必要に応じて現地調査等を実施し、その結果を設置者に回答する。
- 4 設置者は、前項の回答を受けて、ごみステーションを設置したときは、速やかに 市長に報告しなければならない。
- 5 市長は、前項の報告を受けたときは、設置状況等を確認し、収集開始日(基準を満たしていないこと等により条例第28条第3号の規定により収集しない場合は、 その旨)を設置者に通知するものとする。

(設置等の基準)

第5条 ごみステーションの設置に関し、原則として適合すべき基準は、次に掲げる とおりとする。

- (1) 交差点、道路の曲がり角又は横断歩道から5メートル以内の部分に設置しないこと。
- (2) 次に掲げる場所に設置しないこと。
 - ア 急勾配の道路又はごみ収集車が通れない狭隘な道路
 - イ ごみ収集車が回転又は方向変換をすることができない袋路状の道路
 - ウ 見通しの悪いカーブした道路その他停車中のごみ収集車が交通事故を誘発 し、又は交通の妨げとなる可能性がある場所
- (3) ごみステーションとごみ収集車の停車位置との間に収集作業の障害となるものがないこと。
- (4) ごみステーションがごみ収集車の停車位置から著しく遠距離にないこと
- (5) ごみステーションの開口方向が、当該ごみステーションの利用者(以下「利用者」という。)の安全を考慮した向きであること。
- (6) 最も近い他のごみステーションとの距離が30メートル以上離れていること。
- 2 ごみステーション1か所当たりの利用世帯数は、おおむね10世帯以上を基準とする。
- 3 ごみステーションの構造等に関し、原則として適合すべき基準は、次に掲げると おりとする。
 - (1) ごみの飛散防止措置を講じること。
 - (2) ごみ収集作業に支障のない形状であること。
 - (3) ごみステーションが施錠できる場合、収集当日の朝から収集が終わるまでの間は施錠しないこと。
 - (4) ごみステーションが強風等により移動し、又は転倒しないように設置すること。
 - (5) ごみステーションからごみが溢れないこと。

(ごみステーションの清潔保持等)

- 第6条 管理者及び利用者は、次に掲げるところにより、ごみステーションの清潔保 持に努めなければならない。
 - (1) カゴ、ネット等の管理器材を有効に活用し、ごみが飛散し、及び流出しないよう努めること。
 - (2) 管理器材の整理、ごみステーションの清掃等の維持管理は、管理者及び利用者の双方が協力して行うこと。
- 2 管理者及び利用者は、ごみステーションの清潔保持等に関する市の施策に協力するよう努めなければならない。
- 3 管理者は、近隣でごみステーションの共同利用を求める市民がいるときは、これ に可能な限り協力しなければならない。

(管理)

- 第7条 管理者は、自らの責任においてごみステーションの管理を行うものとする。
- 2 管理者は、排出されるごみが、ごみステーション内に収められるように管理する とともに、ごみが収納しきれない場合は、必要な対策を講じるよう努めるものとす る。ただし、ごみ処理券を貼付したもので、ごみステーションに収納できない大き

さのものは、この限りでない。

- 3 ごみステーションの維持管理に要する経費については、管理者若しくは利用者又 はその双方が負担するものとする。
- 4 管理者(管理者が死亡した場合等は、設置者又は利用者の代表者)は、ごみステーションの構造若しくは場所を変更し、又はごみステーションを廃止する場合は 「届出書」を市長に提出しなければならない。
- 5 管理者は、次に掲げる事項を遵守するよう努めなければならない。
 - (1) ごみの分別区分、排出日時、排出場所、排出方法等を利用者に周知するとともに、違反する利用者に対しては直接指導を行うこと。
 - (2) ごみステーション及びその周辺の清潔保持について、利用者に徹底を図ること。
 - (3) ごみステーション周辺(敷地内通路を含む。)に駐車や障害となる物が設置されないよう対策を講じるとともに、ごみ収集作業に支障がある物を除去すること。
- 6 管理者は、利用者と協力して次の各号に掲げる事項を行うものとする。
 - (1) ごみステーション及びその周辺を清潔に保つこと。
 - (2) ごみステーション周辺の除雪を行い、円滑に収集作業を行うことができるようにすること。

(問題の解決)

第8条 管理者は、ごみステーションの設置、変更又は利用に関して、利用者、近隣 住民等の間において問題が生じた場合は、話し合いにより自主的に解決に当たらな ければならない。

(共同住宅敷地内の設置等に関する基準)

- 第9条 共同住宅の建築主は、原則として、当該共同住宅の敷地内にごみステーションを設置しなければならない。
- 2 共同住宅の敷地内におけるごみステーションの設置に関し、原則として適合すべき基準は、第5条第1項(第6号を除く。)に定めるもののほか、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 原則として、道路に接する場所に設置し、ごみ収集車が敷地内に進入せずに収集することができること。
 - (2) ごみ収集車が敷地内に進入して収集する場合は、以下の要件を全て満たすこと。 ア ごみ収集車が前進で敷地内に進入できること。
 - イ 出入口は、道路に6メートル以上接していること。
 - ウ ごみ収集車が通行する敷地内通路は、幅員6メートル以上であること。
 - エ 出入口に門がある場合は、幅6メートル、高さ3.5メートル以上の開口部があること。
 - オ ごみステーションは、敷地内通路以外の場所に設置すること。
 - カー以下のいずれかの事項に該当していること。
 - (ア) 収集後にそのまま前進で通り抜けられること。
 - (イ) ごみ収集車が転回又は切り返しをすることができる場所があること。
 - キ ごみ収集車が進入する敷地内通路はその重量に耐えうる構造であること。

- ク ごみ収集車が進入する敷地内通路は、見通しが良く、安全が確保されている こと。
- (3) ごみステーションの大きさは、共同住宅の計画戸数と比較して十分な容積であること。

(委任)

第10条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する
- 2 この要綱の施行の際現に設置されているごみステーションは、この要綱による基準を満たしているものとみなす。ただし、第5条第1項第2号及び第5号に定める基準を満たしていない場合は、ごみステーションの設置者又は管理者は、これらの基準を満たすよう努めなければならない。